

厚木市の農業振興施策について

資料 4 - 1

1 執行体制

環境農政部

職員数：56人

① 環境政策課

令和 7 年度歳出予算額： 305,862千円

② 生活環境課

令和 7 年度歳出予算額： 350,313千円

③ 環境事業課

令和 7 年度歳出予算額： 5,352,926千円

④ 農業政策課

令和 7 年度歳出予算額： 443,057千円

環境審議会

環境教育等推進協議会

里地里山保全等促進委員会

廃棄物減量等推進審議会

農業振興推進委員会

野生鳥獣等対策委員会

2

令和7年度農業振興施策及び予算の概要

内 訳

事業名

事業概要

農業総務費

予算額：55,940千円

- ①農業担い手育成対策事業費
- ②耕作放棄地再生利用事業費
- ③新規就農者支援事業費
- ④農業振興地域整備計画事業費
など

- ①農業の担い手である後継者の育成を図るため、農業後継者団体の活動を支援するとともに、市民への農業理解のための事業を実施する。
- ②耕作放棄地を農地に再生し、農地の有効利用及保全を推進する。
- ③農業従事者の高齢化や後継者不足の課題に対応するため、青年新規就農者積極的に誘致する。
- ④市内の農業振興地域について、農用地の用途区分、農業生産基盤の整備等を柱として策定した「農業振興地域整備計画」の見直しを行う。

農業振興費

予算額：84,291千円

- ①農地有効利用促進事業費
- ②鳥獣等被害対策事業費
- ③獣害防護柵維持管理事業費
- ④地産地消推進事業費
- ⑤施設園芸加温燃料支援事業費
など

- ①認定農業者等の経営規模拡大志向の農業者に農地の利用集積を図る。
- ②農作物の鳥獣被害を防止し、農業経営の安定を図る。
- ③広域的な獣害防護柵(2.5km)の維持管理を図る。
- ④市民朝市や夕焼け市、農産物直売所等により、新鮮で安全・安心な農畜産物を提供し、地産地消を推進する。
- ⑤施設園芸加温に係る燃料経費1リットル当たり10円を補助する。

園芸振興費

予算額：13,983千円

園芸振興対策事業費

- 都市近郊としての有利性を活かした都市農業の確立を図り、新鮮で安心・安全な農産物を生産するため、機械や最新技術等の導入による経営の合理化と省力化を推進し、園芸作物の振興を図る。

内 訳

事業名

事業概要

畜産業費

予算額：12,429千円

畜産経営支援対策事業費

先進技術の導入、家畜伝染病の防止及び地域社会と調和した畜産環境の整備を図るとともに、畜産業の近代化を推進し経営の安定を図る。

土地改良総務費

予算額：10,721千円

- ①土地改良区負担金
- ②農業用水揚水施設電気料金補助金
- ③多面的機能支払事業補助金

- ①市内4団体の土地改良区や堰連合1団体の健全育成を図る。
- ②自然流下で水量が確保できない水田等の揚水施設の電気料金の一部を補助し、農業経営の安定化を図る。
- ③農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行う。

土地改良事業費

予算額：193,488千円

- ①農業基盤整備事業費
- ②道水路等維持補修事業費
- ③土地改良事業費
- ④県営かんがい排水事業負担金

- ①農道や農業水利施設（取水堰等）の整備・改修を行う。
- ②老朽化等により破損した農業基盤施設の補修等を行う。
- ③老朽化した坂本頭首工の改修事業費の一部を受益地である本市及び愛川町で負担する。
- ④老朽化した相模川右岸幹線の改修事業費の一部を受益地である本市、平塚市及び伊勢原市で負担する。

林業振興費

予算額：72,032千円

- ①林業振興事業
- ②森林再生事業
- ③ナラ枯れ対策事業費
- ④林道維持管理事業費

など

- ①水源の涵養や地球温暖化防止、山地災害の防止など森林の持つ公益性を保全する。
- ②公益性の高い森林を守るため、荒廃の進んでいる森林に対し、間伐等による整備と活用を図る。また、実技体験教室等を行い、森林愛護意識や市民ボランティア活動を促進する。
- ③ナラ枯れについて、枯死木倒壊による二次被害などの防止を図る。
- ④市営林道8路線及び基幹作業道1路線を適正に管理する。

3 今後の委員会で審議いただく主な事項

1 厚木農業振興地域整備計画の変更（見直し）について

農業振興地域の整備に関する法律（以下「法」という。）に基づき策定する農業振興地域整備計画（以下「計画」という。）は、優良農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するため市町村が定める計画で、マスタープランと農用地利用計画から構成されます。

マスタープランは、地域の農業振興に関する事項を定め、農用地利用計画は、今後10年以上にわたり、農業上の利用を確保すべき土地である農用地区域の位置について、その用途区分を併せて定めています（本市では農地の地番で管理）。

本計画においては、前回の定期変更（平成30年7月）から相当期間が経過し、本市農業振興地域において都市化の進展等、情勢が推移していることから、令和7年度以降計画を変更するものです。

2 厚木市都市農業振興計画（第2次計画）について

厚木市都市農業振興計画は、「持続可能な都市農業の振興に向けて」、都市農業を取り巻く社会情勢が変化中、持続可能な都市農業の創造・多面的機能の発揮と魅力ある新たな農畜産業の振興に資するため、平成30年3月に策定しました。

計画の期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間としており、中間年にあたる令和4年度に中間見直しを行いました。

第1次計画に基づき実施している施策を踏まえ、令和9年度に第2次計画の策定を予定しております。

3 本市の農業振興について重要な方針を定める場合等について

認定農業者・認定新規就農者の農業経営の目標等を令和5年度に見直しましたが、今後、県の方針の見直しが行われる場合、市の目標も見直しを予定しております。

農業関係計画について

計画の位置付け

